

## 介護保険料のお知らせ

特徴

令和7年度(4月～翌年3月)の介護保険料について、別紙決定通知書のとおり、受給している年金から天引き(特別徴収)となります。

### ❖ 保険料の算定方法(所得段階及び保険料)

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護を受けている方</li><li>● 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方</li><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方</li></ul>	27,020円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方</li></ul>	45,980円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方</li></ul>	64,940円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方</li></ul>	85,320円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同じ世帯に町民税が課税されている人がいるが、本人は町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超の方</li></ul>	94,800円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li></ul>	113,760円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li></ul>	123,240円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li></ul>	142,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li></ul>	161,160円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li></ul>	180,120円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li></ul>	199,080円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li></ul>	218,040円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方</li></ul>	227,520円

裏面もご覧ください▶

✧ 特別徴収(年金からの天引き)の仮徴収と本徴収について

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月 <sup>※1</sup>	10月	12月	翌年2月
町民税が確定していないため、仮に算定された保険料(2月と同額)を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。		

※1 収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている方があり、このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半(仮徴収)と後半(本徴収)で偏ってしまいます。そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう、8月の徴収額を変更し調整します。これを「平準化」といいます。ただし、前半と後半の保険料額に大きく差のない方は対象となりません。